

東京都入札監視委員会 第2回第一監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和3年12月16日（木） 都庁第一本庁舎北側33階 特別会議室N 6			
委員	弁護士 若林美奈子（部会長） 東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授 小見康夫 弁護士 木下潮音 弁護士 森岡誠 計4名（敬称略） ※各委員はオンラインによる参加 ※木下委員は15時（議案4前半）までの参加			
談合情報案件	項目	工事	物品・業務	件数計
	談合情報	1件	0件	1件
	うち検討結果疑義	0件	0件	0件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
	<議案1>			
	Q 事情聴取をする際、当事者と言われている者同士が打ち合わせをできないよう、なるべく同じ時間に日程を組むことはできなかったのか。		A なるべく速やかに全者から事情聴取を行うことを念頭に置いていたため、そのような観点で日程を組んでいなかった。	
	Q 談合情報における事情聴取の行い方について、統一的な指導は行っていないか。		A 事情聴取の実施や誓約書の提出といった手続きについては、要綱で定めている。 事情聴取の時期や順番といった詳細については、個々の状況に応じて発注部署が判断することとなっている。	
意見：事情聴取の順番やタイミングといった具体的なプロセスについて、統一的な検討を行うこと。 また、確度の高い情報が寄せられた場合は、都がヒアリングを実施する前に警視庁や公正取引委員会に情報提供することも検討するべきである。				
委員会による報告又は意見の具申	現状の談合情報処理手続に照らしては不適正ではないと考えるが、付された意見のとおりに手続そのものについて検討をすること。			

継続審議案件		1件（第1回第一監視部会での継続審議案件）	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答
	<p>&lt;議案2&gt;（高額・高落札率事案）（1者入札事案）</p> <p>①管きょ維持補修工事（複数単価契約） [特命随意契約]</p> <p>②公共ます設置工事（複数単価契約）[特命随意契約]</p>		
	<p>Q 単価表について、これは公表されているのか。各単価が見積り合わせの対象となっているのか、それとも総額により見積り合わせを実施しているのか。</p>		<p>A 見積り合わせにあたっては、個々の単価について単価交渉を行い、全ての単価が都の設定した単価を下回る場合に相手方とできるようになっている。そのため、見積り合わせの過程では、都の単価は公表していない。</p>
	<p>Q 特命随意契約の継続により、他者が手を挙げる可能性があるのか実証されていない状況が続いている中、今後の契約の在り方についてどのように考えているか。</p>		<p>A 現在の仕組は、巨大な下水道ストックの緊急補修の在り方について、試行錯誤を繰り返す中で生まれたものである。迅速・的確な対応や中小企業振興の観点から現行の契約方式を取ってきたが、御意見を踏まえて継続的な検証を行っていききたい。</p> <p>具体的には、業者・業界へのヒアリングや状況の定期的な点検を考えている。</p>
<p>意見：今後の契約手続きに当たっては、さらなる検討の余地があると考え。審議での意見を踏まえ、今後の発注に向けた検証作業を進めるべきである。部会としても今後の検討状況に注視し、何らかの形で報告を受けられるような方策を検討されたい。</p>			
委員会による報告又は意見の具申	<p>手続の過程において明らかな違法性までは確認できないが、付された意見への対応を求める。</p>		
審議対象期間	令和2年10月1日～令和2年12月31日		
抽出案件計	4件	(備考)	
一般競争	0件		
指名競争	3件		
随意契約	1件		

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>&lt;議案3&gt; (1者入札事案) (同一事業者による長期継続受注事案) 交通事故自動記録装置更新・新設 工事 [希望制指名競争入札]</p>	
	<p>Q このような信号機の工事は、都内で1年間にどのくらい発注されているのか。本件で指名された者が他の同様な工事を受注するような関係はあるのか。</p>	<p>A 交通事故自動記録装置の工事は毎年1件か2件のみの発注となっている。そのため、分割発注によりそれぞれの業者が受注するというような状況にはない。</p>
	<p>Q 周辺の警察機関でも同様の工事を実施しているかと思われるが、その受注業者などについて状況を把握しているか。そのような業者を指名することで、落札の可能性を上げられないか。</p>	<p>A 仕様で求めている装置の性能が異なるため同じではないと考えているが、今後、指名のやり方については他府県の調査を行い検討したいと考えている。</p>
	<p>Q 辞退理由に「装置の見積単価が公表単価のほぼ倍の金額だった」というものがあるが、こういった経緯や背景について把握していることはあるか。</p>	<p>A 都が公表している単価は実勢価格のため、見積単価と差が出たのではないかと思われる。</p>
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>&lt;議案4&gt; (高額・高落札率事案) (1者入札事案) 江東区亀戸二丁目1番地先から同区亀戸一丁目40番地先間外2か所配水小管布設替工事[希望制指名競争入札]</p>	
	<p>Q 入札前に実施する質問回答は参加者全員で共有することとなっているが、共有する質問の内容によっては他の参加者がある程度推測するような根拠になり得るのではないか。</p>	<p>A 質問回答は契約の中でも最優先されるもので、参加者全員で共有されるべきものだと考えている。また、質問はする者、しない者どちらも多分にいるため、必ずしも他の参加者の存在を推測できるものではない。</p>
	<p>Q 本件は不調再発注案件だが、不調になった原因についてはヒアリングなどを実施しているのか。</p>	<p>A 本件については、実施していない。困難な案件は受注者側が応札を手控える傾向にあるため、都側でこれまでのデータなどを含めて、発注の方法を検討することになっている。</p>

	<p>Q 辞退理由では「配置予定技術者の設置が困難」という理由が多く見られる。希望を出した時点では確保の見込みがあったものの、開札までに予定が変わったという理由であれば、開札までの期間を短くすることで辞退が防げると考えられるが、その余地はあるのか。</p>	<p>A 見積もりの期間は建設業法で定められており、正確な見積もりに必要だとして現在の期間を設定している。 また、案件が取れるかわからないため、とりあえず複数に希望を提出し、その後様子を見ながら選択するという業者側の行動もあるのではないかと考えている。</p>
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>&lt;議案5&gt; (1者入札事案) (同一事業者による長期継続受注事案) 北多摩一号水再生センター汚泥焼却設備改良・補修工事[特命随意契約]</p>	
	<p>Q 過去5年間に5件の発注があり、1者応札の希望制指名競争入札が3回、特命随意契約が2回となっているが、年度によって契約方式が異なる理由は何か。今後も同様の発注が続くのか、設備改良・補修工事の見通しを教えてください。</p>	<p>A 設備のうち焼却炉については、メーカー独自の設備でありメーカーのノウハウによるものとなるため、特命随意契約による対応が必要になる。しかし、焼却炉以外の一部設備についてはメーカーではなくても対応可能だと考えており、そのような工事部分が多い案件については指名競争入札を実施している。</p>
	<p>Q 発注金額が徐々に上昇しているが、これはどのような理由によるものか。高額な改良・補修工事が継続するのであれば、競争入札により新規の設備を導入する予定はないのか。</p>	<p>A 一律に上昇をしているわけではなく、その年に実施する補修の内容により金額に凹凸は発生する。 新規設備は導入に数十億円程度かかるため、新規導入と補修のコストを勘案し、現在は25年を目安に更新することとしている。新規設備を導入する場合は、競争入札により実施する。</p>
	<p>Q 現在特命随意契約を結んでいる相手方が、仮に何らかの理由で受注できなくなった場合、他社に発注できるような技術情報は東京都で確保されているのか。</p>	<p>A 焼却炉メーカーでは今のところ他社への発注を検討した事例はないが、例えばディーゼルエンジンの場合、製造メーカーがなくなったため、他社の協力を得て維持管理の検討をした実績がある。</p>
委員からの意見・質問、そ	<p>&lt;議案6&gt; (1者入札事案) 東京消防庁本部庁舎(2)耐震改修工事[希望制指名競争入札]</p>	

れに対する回答等	<p>Q 落札業者以外は参加希望を申し出た業者も含めてすべて辞退または不参となっており、結果的に一者入札となっている。このような経過では、競争入札の実態がなかったのではないか。</p>	<p>A 東京都では電子調達システムの活用によって一連の入札手続きを電子化しており、他の事業者の参加状況については知ることができない仕組みとなっている。仮に参加者が1者であっても、その事実を知り得ないで入札を実施するため、潜在的な競争は働いていると考える。 また、指名競争入札では任意選定を含めて原則10者を指名することとなっているため、競争性は確保できていると考える。</p>
	<p>Q 入札参加希望者が複数いる中、任意選定により10者指名を揃えることに意味はあるのか。</p>	<p>A 東京都競争入札参加者指名基準で、競争性確保の観点から原則として10者を指名することと定められている。 過去には任意選定をした事業者が落札した事例もあるため、競争性の確保に任意選定は有効なものだと考えている。</p>
	<p>Q 本工事は東京消防庁本部庁舎の耐震改修工事であるが、通常のオフィスビルと比較して困難性が高いといった事情はあるか。</p>	<p>A 施工内容が特別に困難性の高いものではない。24時間365日動いている庁舎であること、災害があった時の119番通報を受け取る場所となるため絶対に間違いがあってはいけないということが、参加業者に重く受け止められた可能性があるのではないかと考えている。</p>
	<p>Q 辞退理由に「居ながら工事のため、見積り上過大になった」というものがあるが、想定された価格が実態に比べて低すぎたということはあるか。居ながら工事という要素に対してどの程度金額を上乗せして積算したのか。</p>	<p>A 本工事について、居ながら工事という面については金額面で特に考慮していないが、土日の工事を予定していたため、その点について係数をかけた上で積算をしている。</p>
委員会による報告又は意見の具申	<p>議案3から議案6について、入札契約手続きはルールどおりに運用されている。</p>	